

## 【質問・回答】県立学校における無線LANアクセスポイントの調達に係る一般競争入札

更新日：令和6年4月23日

教育庁教育支援課

No	書類名及び項目	質問日付	質問事項	回答日付	回答
1	仕様書	R6.4.22	既存の機器と交換を行うこと」とありますが、交換後の既存機器はどのような対応が必要でしょうか。そのまま各学校に置いておくことになりますか。	R6.4.23	処分は各学校により実施してもらう予定のため、回収は不要です。
2	仕様書	R6.4.22	「既存の機器と交換を行うこと」とありますが、4m以上の高さは何か所ございますか。	R6.4.23	基本的には、校舎内(普通教室等)に設置されていることを想定しています。もし、4m以上の高さに設置されているものがあり、別途費等が発生するようであれば、別途協議により対応する予定です。
3	仕様書	R6.4.22	「LANケーブル、インジェクタ等は既存のものを流用すること」とありますが、すべて利用可能な状態でしょうか。	R6.4.23	現在稼働しているアクセスポイントの交換となりますので、利用可能な状態と考えております。
4	仕様書	R6.4.22	「(①の設定については県立学校校内LAN保守業務受託事業者が行うため要調整。)」とありますが、こちらの設定については別契約(保守契約)での対応ということでしょうか。		アクセスポイントの設定は保守契約での対応となりますので、保守契約受託事業者が設定作業を行います。そのため、保守契約受託事業者とのアクセスポイントの受け渡しや、スケジュールの調整等の作業が見込まれますのでご注意ください。